

第4回厚木市ふれあいプラザPFI事業者選定委員会 議事録

- 1 日 時 令和2年7月29日（水）午前10時
- 2 場 所 厚木市役所第二庁舎2階 福祉事務所会議室
- 3 出席者 別添「出席委員名簿」のとおり
- 4 会議内容

（1）開会

【開会のあいさつ】（委員長）

本日は、お集まりいただき感謝する。

委員の皆様におかれては、積極的な御意見をお出しいただくようお願いしたい。

（2）案件

ア 事業の経過報告について

＜意見等＞

（委員長）

本案件について、意見又は質問はあるか。

（委員）

資料1－2、対話共通認識事項及び質問回答（公表資料）における議題3、工業用排水の再利用について、回答が示す意図を教えてください。

（事務局）

工業用排水をプール水として再利用することは可能か、という議題に対し、工業用排水は、公共下水道にて排水しており、汚水や下水が全て混ざっている状態であるが、その条件下における再利用については、法令に抵触しない限りにおいて認めるという意図で回答したものである。

（委員長）

資料1－2、対話共通認識事項及び質問回答（公表資料）における議題9、LIBOR 廃止に伴う入札説明書基準金利の取扱いについては、事務局からの説明のとおり、最終的にLIBOR ベースとすることで問題ないという理解でよろしいか。

（事務局）

御理解のとおりである。

LIBOR が廃止された場合においても、本事業の金利確定時にはLIBOR の後継金利が定まることから、現時点での基準金利指標の変更は行わず、当初定めたLIBOR ベースを採用することで問題ない。

イ 委員会の進め方について

<意見等>

(委員長)

本案件について、意見又は質問はあるか。

資料２－１、委員会の進め方については、事前送付されたものと比較し、審査スケジュールが１か月程度、後ろ倒しとなっている。

新型コロナウイルスによる影響を考慮した場合、事業者へのヒアリングを動画、書面等で行うということも考えられる。

(委員)

入札参加者が１者であることを事業者は知っているか。

(事務局)

入札参加者数についての正式公表はしていないが、PFI 関連の業界内における情報等から、既に推測されているものと考えられる。

(委員)

事業者から提出された提案書は、各委員に紙媒体で提供していただけるのか。

(事務局)

提案書は、事業者から紙媒体で事務局に提出され、事務局から各委員に郵送する。加算審査調書等の関係書類は、電子メールにてデータを送付する。

(事務局)

提案書は、非常に膨大な量であることが多く、他の委員会では、持ち運ぶことが大変な手間であるという意見もある。加算審査調書は、別途用意し、先に提案書を郵送することで、提案書を御確認いただく時間をより多く確保する進め方としたい。

(委員)

入札参加者が１者の場合、点数を付けるというよりも、提案をより良くするために、委員会として意見及び要望を伝えるための議論が重要である。採点でどこが良いのか悪いのかという話のみではなく、出てきた提案に対して、委員会としてどう対応するかを議論したい。

(委員長)

最終的には、委員会としての提案に対する改善点等を審査講評に反映することとなる。選定事業者は、審査講評の内容を踏まえ、実現に向けた検討を行うこととなる。

(委員)

入札参加者が１者となった原因の分析は行ったか。

(事務局)

入札参加資格審査受付後、サウンディング調査に参加した事業者のうち、

参加表明書が提出されなかった事業者に対してアンケート調査を行った。

入札不参加となった主な理由として、他事業との兼ね合いによる人員の不足や参加資格条件などの意見等をいただいた。

(委員)

厚木市として、PFI 事業の事例は数少なく、本事業が 2 件目である。正しい手順を踏んだ上で、入札参加者が 1 者という状況であることから、法的には問題ないが、本事業の根本的な部分に問題はないのかということを懸念している。

(事務局)

不参加となった事業者からの正直な声として、本事業の参加資格要件（市内業者 2 者以上）が非常に厳しいとの御意見をいただいた。

(委員)

15 年という事業期間について、意見はあったか。

(事務局)

類似事例も同様の事業期間であるため、当初は特に事業者からの意見はなかった。ただし、最近は新型コロナウイルスの影響により、長期事業に対するリスクが高まっているという話は聞いている。

(委員)

1 者入札の場合においても価格審査及び提案審査が実施されるため、本事業については問題ないと考えるが、1 者入札時の対応について、厚木市全体の方針を検討する必要があると感じている。

(委員)

PFI 事業として、予定価格にある程度の余裕を持たせることで、事業者から魅力ある提案を引き出すのか、または、可能な限り予定価格を抑え、コスト削減に重きを置くのか、どちらがよいのか。厚木市として、利用料収入を伴う初の PFI 事業であるため、委員の皆様の御意見をいただきたい。

(委員長)

魅力ある施設でなければ、そもそもの意味がないと考える。過去に関わった事業においては、事業者がもうそれ以上は採算の余地がない状態で提案したものとは比べ、多少コストが掛かっても、内容がよいものが選定されたことがある。一方で、コスト削減を突き詰めるあまりに、上等ではない施設が完成してしまうこともあった。

(委員)

一市民の意見としては、魅力ある施設が望ましい。民間のジムやプール施設でよい施設があれば、当然そちらに行ってしまう。

(委員長)

思慮のある事業者であれば、魅力ある施設にしなければ利用者は減少し、

自身の首が締まることは理解しているはずである。

(委員)

価格及び内容のどちらを重視するかは、市の姿勢によると考える。PFI 事業で光の当たらないメリットとして、15 年間、しっかりとした維持管理が行われることが挙げられる。通常の公共施設は、施設建設後の維持管理が適切にされないこともある。その点において、維持管理の質が向上することは、PFI 事業のメリットといえる。

(委員)

建築のデザインのクオリティは、一般的には理解されにくいことが多い。よいと思う提案が選定されないことに、もどかしさを感じることもある。

(委員)

今は、外見的に立派な公共施設を作れる時代ではない。維持管理が容易な施設とすること、また、利用者にとって利用しやすい施設とすることが民間ノウハウを活用する上で重要であると考えている。PFI 事業を実施する際は、市として何を重視するかを明確にした上で、金額、参加要件等を設定する必要がある。本事業を、市が今後、PFI 事業を実施する上で参考となるような好事例としていきたい。

(委員長)

PFI 事業では、従来方式と比較して入札参加者が少なくなる傾向があり、参加者がなく、スケジュールが1年延期となる事業もある。1者でも、参加者があり、よかったと思う。

(委員)

ここまでPFI 事業に携わってきて、行政の考え方は、民間事業者に通用しないということを実感した。SPC 組成に対する考え方が、行政と民間では大きく異なる。民間事業者にとって、SPC を構成する企業は、長期にわたる事業期間を共にする共同体という考え方であった。

(委員)

長期事業であることのメリットを民間事業者側に感じてもらえるとよい。

ウ 審査方法について

<意見等>

(委員長)

本案件について、意見又は質問はあるか。

(委員)

資料5、委員仮評価記入用紙の使い方について、第5回委員会後に委員仮評価記入用紙が送付され、仮採点を行うタイミングをお聞きしたい。書類の段階で個別仮評価をし、ヒアリングを受けて仮評価を修正するという流れか。

(事務局)

御理解のとおりである。

第5回委員会終了後、事務局から各委員に委員仮評価記入用紙を送付し、個別仮評価を行っていただく。その後、ヒアリングを受け、個別仮評価に修正を加えるという流れである。

(委員長)

AからEの5段階評価を行うということでよいか。Aは満点、Eは0点であるが、0点を取ったからといって失格ではなく、要求水準は満たしているということである。

(事務局)

御理解のとおりである。

ただし、委員仮評価記入用紙の※印にもあるように、全体の配点の6割、すなわち48点に満たない場合は失格となる。第3回委員会で審議していただいたが、1者応募が想定されたため、評価の最低基準を設けることとした。

(委員)

資料4、加点審査調書について、○が多い項目は優れた評価とする、◎の多い項目は特に優れた評価とするなど、委員が5段階評価を行う上で、何らかの基準は提示されるのか。1者入札のため比較対象がなく、「特に優れている」、「より優れている」、「やや優れている」など、評価に差をつけることが難しい。

(事務局)

加点審査調書の段階において、評価を細分化し過ぎると、事務局が採点することに近くなってしまうことから、○△程度の区分としている。

要望があれば、細分化する方向で検討する。

(委員)

○の項目が多い場合にも、特段優れていない提案があるかもしれない。

(事務局)

基本的には客観的に加点できると考え得る部分を事務局が抜き出し、それを評価できるか否かを各委員に判断をお願いしたい。○が多いとよく見えてしまうこともあるが、基本的には、○が多いからといってよい評価をつける訳ではないことを御理解いただいた上で採点いただきたい。

(委員)

基準がE評価の0点ということか。

(事務局)

特に技術的な提案については、○の中でも、どの程度優れているのかについて、審査の場でその分野を専門としている委員にお話いただくのが一番よいと考える。この点は評価できるが、他の点で課題があるため、相殺する

と○になる、といった場合もあり、事務局で評価を行うことは難しい。

客観的に数字で示される部分については、事務局で調査を行い、○をつけることも可能である。

(委員長)

理論的には、要求水準書を満たしていた場合においても、0点となる項目があるということか。

(事務局)

御理解のとおりである。

加点審査調書の例として挙げている「要求水準を上回る点は見られない」というのは、要求水準程度の提案という場合である。

(委員)

加点審査の最低基準を6割としているが、何らかの決まりに基づいた基準なのか、又は一般的な基準なのか。

(事務局)

審査基準を議論する際に、委員会で決めていただいた基準である。本事業の加点審査の最低基準と同等の事業は、そこまで多いわけではない。要求水準は市が求める最低限度のものであり、最低限度を満たしていれば、後は価格で調整するというのが、本来の総合評価の考え方である。しかし、価格競争に近いような、要求水準程度の提案でよいのかという議論もある。特に本事業では、1者入札となる可能性が見えていたことから、足元を見たような提案とならないようにという視点も重要であった。最低基準を設けること自体は珍しいことではないが、全ての事業で設けているわけではない。

(委員)

本事業の場合、60%が最低基準ということであるため、大半がB評価であり、C評価が散見されるという提案でなければ、最低基準を上回らない。「△：要求水準書を上回る提案が見られない」が多くあれば、0点になる。○がすべての項目に入っていて、初めて審査の土俵に乗ることになる。

(委員長)

事業者には、加点審査の得点が全体の60%に満たない場合、失格になることは伝えているのか。

(事務局)

落札者決定基準書に記載し、既に公表している。

(委員)

資料4、加点審査調書の記載例として、自然通風や自然採光の工夫がなされた計画に対して、要求水準を上回る内容が「クールチューブの採用」「雨水を再利用の広場の散水」とあるが、例えば、この内容がこの審査項目に提案されていた場合、何点程度になるのか。

(事務局)

提案の内容を見なければ判断できない。一般論として、雨水を再利用して広場の植栽に散水することはよいことだと思うが、明らかに雨水を利用することに無理がある方法や、意味のない状況であれば評価できない。各委員の知見で御判断いただきたい。

地元企業の活用については、企業数等、定量的に示される部分もあるが、発注期間、様々な業態への配慮等、定性的な部分でも御判断いただきたい。

(委員)

雨水の再利用については、厚木市の公共施設では当たり前になっている。

(事務局)

当たり前の取組であれば、○ではあるけれども、評価としてはB評価ではなく、D評価程度という判断もあるかと思う。

(事務局)

クールチューブなど、例示で分かりやすくするためという意図もあるが、環境負荷低減の提案としては一般的なものであるため、A評価となるかという疑問である。

(委員)

太陽光等については、それなりの設備投資が必要になる。雨水の再利用の散水も、例えば雨水をどこかに貯めて散水しているだけではなく、全て自動システムで行っているというのであれば相応に評価することができる。

(委員)

資料5、委員仮評価記入用紙の2(4)環境保全及び安全性について、②③は斜線が引いてあるが、①のみ3点となるのか、それとも①～③で計3点となるのか。

(事務局)

①～③で計3点である。分かりやすいように修正する。

(委員長)

資料4、加点審査調書は、委員がよい提案を見落とさないようにするために、事務局が項目出しを行ったものという理解でよいか。

(事務局)

御理解のとおりである。

事務局が評価をするというよりも、提案書は膨大な量であるため、細かい部分を見落とさないようにという意図で作成するものである。

(委員長)

委員の方が発見できる加点要素もある。要求水準を上回ると考えられるものがあれば、遠慮なく挙げていただきたい。

(事務局)

個人の主観があるため、事務局の視点からは、加点要素と捉えられないものであった場合にも、各委員の視点において、加点と考えられる要素があれば挙げていただき、その上で各委員に意見をいただくこととする。

(事務局)

「○となっているが、そうでもないのでは」という方が議論しやすいと考える。委員の皆さんにおいても、加点と考えられるものがあれば、遠慮なく挙げていただきたい。

(委員)

資料5、委員仮評価記入用紙の2(4)環境保全及び安全性について、①～③を合わせて1つの評価とするとのことであるが、資料4、加点審査調書では項目が分かれている。○や△が混ざっている場合はどうするのか。

(事務局)

①～③それぞれについて、分けて評価いただいても構わないが、結果としては、①～③全体の評価をいただきたい。

(委員)

ユニバーサルデザインは重要な要素ではあるが、全体の点数配分は各委員の判断ということか。

(事務局)

御理解のとおりである。

ユニバーサルデザインについて、特段高い配点としていないのは、要求水準書において必要な事項は要求しているためである。

要求水準を満たしていれば、他の項目と比較して、特段高い配点とする必要はないという意図である。

(委員長)

同じ項目内で、すごく評価できる○、少し評価できる○、△が混在する場合、その項目で総合評価を行うということか。

(事務局)

良い提案はデメリットも当然あり、犠牲になっている部分も見なければならぬ。このため、○があったから良いと単純に言えない部分もあるので、全体的に見ていただく必要がある。

(委員長)

資料6、加点審査の審査方法については、既に決定したことである。お互いの点数を見ながら調整する可能性がある。調整を行っても、点数を合わせる必要はないので、最終的には各委員で御判断いただく。

(委員)

審議時に、各委員の専門分野の項目について、どこが良くてどこが悪いの

か御意見をいただきたい。自分自身、公共施設の維持管理業務については経験があるが、建築のデザインや健康増進については、それぞれの専門家の視点から御意見を伺って調整したい。

(委員長)

資料 8、提案書の質問・疑問点確認事項について、疑問点の確認事項は事務局で整理していただく。

(委員)

確認事項は、第 5 回委員会の何日前に提出するのか、また、事業者からの回答は、第 5 回委員会時にはそろっているのか。

(事務局)

提案書提出を延期する前のスケジュールでは、委員への加点審査調書送付から 1 週間で疑問質問を出していただき、事業者は 10 日程度で回答。翌日には第 5 回委員会というスケジュールである。今後検討するスケジュール次第では、委員会開催の数日前には、事業者の回答がそろうようにすることも可能である。

エ その他

<意見等>

(事務局)

現在調整中であるが、会議日程については、第 5 回は 10 月下旬、第 6 回は 11 月中旬を想定している。決定次第、連絡する。

(委員長)

委員会の日程は、早めに決めていただきたい。

(委員)

新型コロナウイルスの影響を受け、今後、要求水準書や事業契約書、不可抗力の取り扱いについて見直す必要はあるか。また、事業者から質問はきているか。

(事務局)

現時点では、内閣府から PFI 事業に関して、契約中の事業については、新型コロナウイルスの影響を不可抗力として取り扱い、民間事業者に迷惑が掛からないよう、事業を進めるようにという内容の通知があった。一方で、契約前の事業に関する通知はないため、内閣府に確認したところ、事業者としっかり対話を行うようにとの回答があったことから、来週を目途に事業者と対話を行う予定である。対話結果については、ホームページにて公開することを考えている。

(委員)

要求水準の変更を行う可能性はあるか。

(事務局)

要求水準を変更する場合、事業者の募集手続にまで影響があるため、要求水準の変更は考えていない。仮に事業条件を大幅に変える必要が生じた際は、1年間スケジュールを遅らせることも検討する。解釈の仕方や簡易な部分であれば、スケジュールを変更せず、事務局にて検討して対応したい。

(委員)

新型コロナウイルスの影響を受け、他のPFI事業の状況はどうか。

(委員)

入札前の事業については、その多くが延期された。集客施設や、民間事業者の収入になるような付帯事業を提案している事業に関しては、事業が始まっても事業内容を見直すものや、自粛期間で閉鎖していた期間のサービス購入料を下げるための交渉が難航しているものもある。7月の内閣府通知後の状況は不明であるが、新型コロナウイルスの影響を受けている事業は非常に多い。今回参加した1者を繋ぎ留めるか、白紙に戻すことも検討するのは、難しいところではある。

(委員)

入札公告前であれば、様々な部分で見直しが可能であったが、本事業は事業者選定中の段階であり、新型コロナウイルスの影響が最も大きい。

(委員長)

自身に関わった案件で影響を受けた事業は今のところない。スケジュールの変更は仕方ないが、なるべく影響を受けないでほしい。

(委員)

厚木市においては、学校給食センター整備事業の事業者選定が終了したが、給食調理場は集客施設ではないため、新型コロナウイルスの影響は最小限であった。本事業は利用者を伴うため、利用人数が想定できないという課題があり、難しい局面にある。

(3) 閉会

【閉会のあいさつ】(委員)

入札公告から状況が変わってしまったが、1者応募があったのはポジティブに捉えてよい。来週、事業者と対話を行い、その後に提案書を受け付け、審査を行うこととなるが、できる限り良い事業となるようにしていきたい。